国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

平成19年6月7日

各　位

国立大学法人横浜国立大学

食堂を中心とした福利厚生施設事業者の公募について

国立大学法人横浜国立大学では，学生・教職員等の福利厚生の充実を目的として常盤台キャンパス内に食堂を中心とした福利厚生施設の誘致を計画しており，別紙の募集要項に基づいた企画提案をされる事業者の募集を致します。

［お問い合わせ先］
〒240-8501
横浜国立大学施設部施設企画課施設企画係
電話　045-339-3085　FAX　045-339-3099
e-mail　shi-kikaku.kikaku@nuc.ynu.ac.jp

別　　紙

食堂を中心とした福利厚生施設事業者募集要項

1　概　要

(1)目　的

国立大学法人横浜国立大学常盤台キャンパス内に食堂を中心とした福利厚生施設を誘致し，学生・教職員等の福利厚生を充実させることを目的とします。

(2)サービスの概要

食堂等

(3)施設規模等

300～500㎡程度とし，大学内の福利厚生施設として清潔で明るい建物とし，相応しくない形態･色彩等はさけること。

(4)設置場所

別図.1の2候補地のうちいずれか（別図.1参照）

2　条　件

(1)負担経費区分

・施設整備，インフラ設備(給排水，空調換気，電気設備，電話等別図.2取出位置からの引き込み)，内外装，営業用諸設備，外構整備費，支障となる工作物・配管等の切り回し工事等に係る所要経費は全て事業者が負担するものとします。（各種手続きを含む。）

・ランニングコスト（光熱水料，電話代，維持管理経費等）は，事業者が負担するものとします。

・土地使用料は公租公課を除き無償とします。

・契約終了後の建物撤去費用に見合う保証積立金をお預かりします。

(2)契約期間等

・契約は10年とします。ただし双方に特別の問題が生じない限り契約満了日の翌日から向こう1年間の契約を更新したものとみなし，その後も同様とします。

(3)営業時間・営業日

・学年暦(別紙.1)に基づき授業の行われる日は，食堂として昼食時間帯(11時から14時)及び夕食時間帯(17時から19時30分)の営業は行うこととします。

・定休期間は年末・年始(12月29日～1月3日)及びその他大学の行事に基づく休業（入試等）とします。

(4)取扱商品

・有害図書等の大学の福利厚生事業として相応しくない商品の取扱は行わないものとします。

⑸営業形態・方法

・直営又はフランチャイズ店舗を基本とし，大学内の福利厚生施設として相応しい営業に配慮することとします。

⑹営業状況の報告

・事業者は，毎月翌月の10日までに売上げもしくは営業収支を報告することとします。

⑺廃棄物の処理

・事業者はゴミ回収容器を設置するなど施設等周辺で発生する全てを責任を持って処理し，回収した廃棄物等は「横浜市廃棄物等の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例」及び横浜国立大学が定める「廃棄物分別表」(別紙.2)に定めるリサイクル処理を実施することとします。

⑻賠償責任

・施設運営に起因する事故に関し本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

⑼事業終了後の建物の取扱

・契約終了時，事業者が設置した設備を事業者の負担により撤去し，現状に復することとします。ただし本学が承認をしたときにはこの限りではありません。

⑽サービス水準の確保

・事業者は，大学内における営業であることを勘案し，学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとします。

⑾開始日　　平成20年3月末（予定）
（施設等の整備日程に関しては平成19年11月以降を予定）

⑿その他

本募集要項に定めのない事項については，本学と協議のうえ決定することとします。

3　企画提案書の内容

⑴企画提案

①学生及び教職員への利便性の向上に資する営業形態・サービス機能に係る提案
②建物規模に係る提案（食堂面積（座席数）総面積等）
③建物計画図（配置図、平面図・外観図他）
④取扱飲食物・商品に係る提案（価格設定を含む）
⑤省エネルギー対策・環境対策に係る提案
⑥安全・防犯対策に係る提案
⑦事業スケジュール
⑧その他

⑵経営状況など

①会社概要（設立年、本社、資本金、売上高、店舗数、貸借対照表、損益計算書の写（過去3年間）等）

②事業費、事業収支計画
③資金調達方法
④ﾌﾗﾝﾁｬｲｽﾞの場合は契約形態に関する資料
⑤大学等への出店実績
⑥その他参考資料

４　提　出

(1)期限
平成19年7月10日(火)17:00

(2)提出先
〒240-8501　神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
横浜国立大学施設部施設企画課（担当：施設企画係）
電話　０４５－３３９－３０８５

(3)提出方法
必要部数を郵送等により提出してください。

(4)部数
20部

５　提供資料

・国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則(別紙3)
・インフラ設備(上水，中水，排水，都市ガス，電気室スケルトン)，地中埋設工作物現況図(別図.3)

６　質問の受付

質問は原則として書面（様式は任意）により6月26日(火)までに，下記問い合わせ先までメール又はFAXにて送付すること。本学で質問をとりまとめ全提案予定者に6月29日(金)までに回答します。

７　審査及び事業者選定の流れ

(1)最優秀及び優秀提案の選定
本学において本募集要項に基づき提案された内容等を総合的に審査し，最も最適とされる最優秀提案を１件及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。
選定過程において必要に応じてプレゼンテーションを依頼することがあります。

(2)審査結果の通知及び失格
審査結果は，文書で通知するものとし，電話などでの問い合わせには応じません。
また，審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
なお，提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑶詳細協議

最優秀提案を提出した者は，優先交渉権者となり，本学との間で覚書を締結するまでの諸条件について，詳細協議を進めるものとします。
なお，優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

⑷事業者の選定

本学は，優先交渉権者と協議を行い，協議が整った場合には，国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則第４条に基づき使用承認を交付し，契約書を取り交わすものとします。

なお，優先交渉権者との協議が整わない場合には，次選交渉権者との協議を行うことがあります。

８　事業者選定結果の通知

平成19年7月24日以降に通知します。

９　お問い合わせ先

担当窓口：横浜国立大学施設部施設企画課施設企画係
住　　所：〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
電　　話：045-339-3085
ＦＡＸ：045-339-3099
e-mail　：shi-kikaku.kikaku@nuc.ynu.ac.jp

食堂を中心とした福利厚生施設の設置位置図

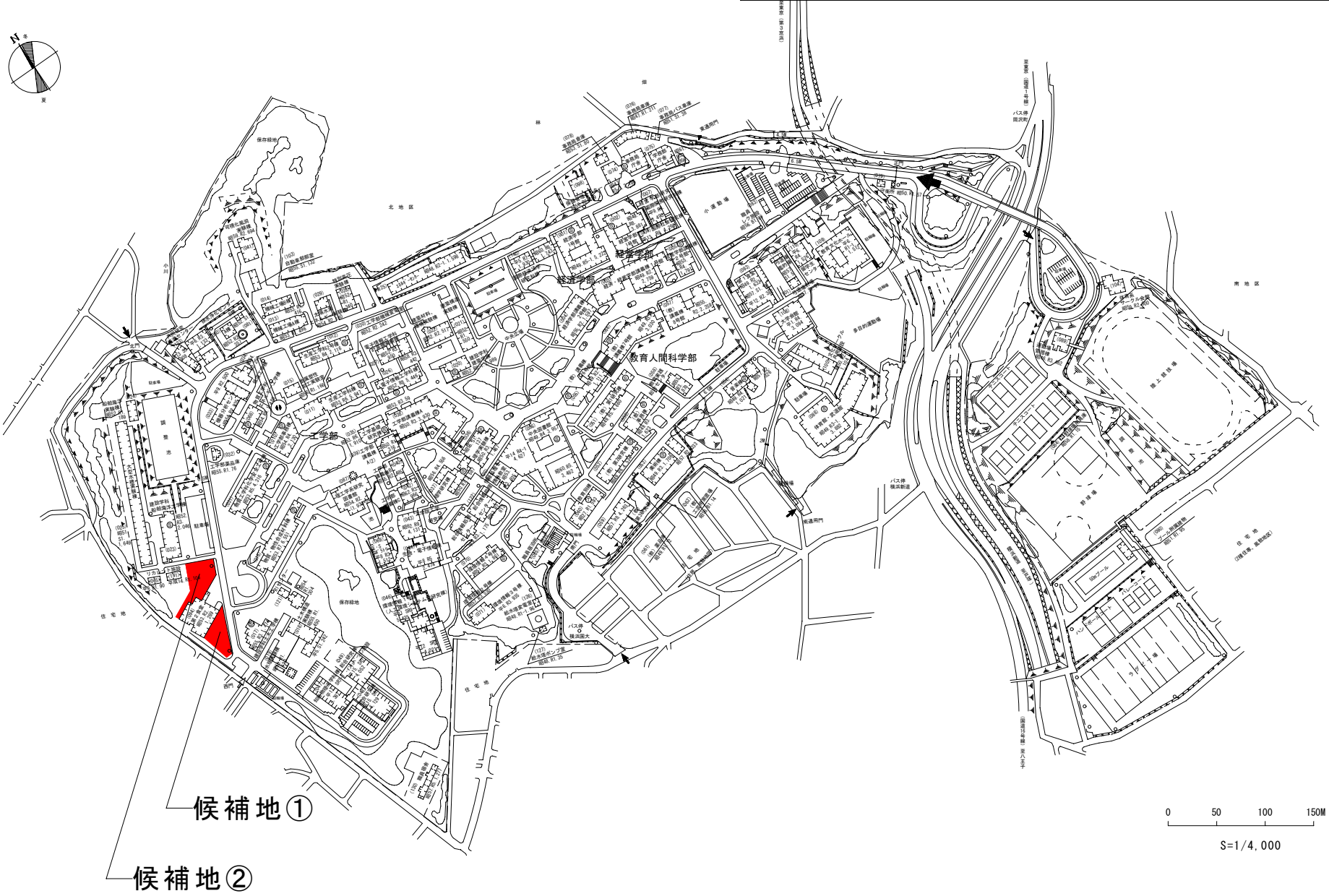

敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
455,531㎡	62,756㎡	189,003㎡	13.8%	41.5%	10,662人	教育人間科学部、経済学部、経営学部、工学部、工学府、工学研究院、国際社会科学研究科 環境情報学府、環境情報研究院、共同研究推進センター、留学生センター、総合情報処理センター、 RIセンター、教育文化ホール、V.B.ラボラトリー、機器分析評価センター	001	常盤台	横浜市保土ヶ谷区常盤台79	0224	横浜国立大学	平成16年度

国立大学法人 横浜国立大学 YOKOHAMA National University

食堂を中心とした福利厚生施設の設置場所周辺拡大図及びインフラ設備取出し位置

インフラ設備取出し位置凡例

- 上　上水
- 中　中水
- 排　生活排水
- 雨　雨水排水
- 都　都市ガス
- 電　電気室

詳細は，提供資料別紙３参照

横浜国立大学常盤台団地第２食堂近辺配置図　S=1/1,000

国立大学法人 横浜国立大学 YOKOHAMA National University

平成１９年度学年暦

事項	期日又は期間	備考
春季休業日	４月　１日（日）～　４月　５日（木）	
入学式	４月　５日（木）	
前学期開講	４月　９日（月）	
開学記念日	６月　１日（金）	
清陵祭	６月２日（土）～６月３日（日） （６月１日（金）は準備日）	
授業振替日	７月２４日（火）は金曜日の授業を行う。	
前学期末試験期間	７月２５日（水）～７月３１日（火）	
夏季休業日	８月　１日（水）～９月３０日（日）	
補講期間	８月　１日（水）～８月　３日（金）	
前学期終講	９月３０日（日）	
後学期開講	１０月　１日（月）	
常盤祭	１１月　２日（金）～１１月　４日（日） （１１月１日（木）は準備日）	
冬季休業日	１２月２４日（月）～　１月　６日（日）	
補講期間	１２月２５日（火）～１２月２６日（水）	
授業振替日	１月　８日（火）は金曜日の授業を行う。	
大学入試センター試験休業日	１月１８日（金）～　１月２０日（日）	
英語統一テスト試験日	１月３１日（木）	
後学期末試験期間	２月　４日（月）～　２月１８日（月）	
後学期終講	２月１８日（月）	
個別学力検査等試験日（前期日程）	２月２５日（月）～　２月２６日（火）	（予定）
個別学力検査等試験日（後期日程）	３月１２日（水）～　３月１３日（木）	（予定）
卒業式・修了式	３月２６日（水）	

廃 棄 物 分 別 表

平成１７年１１月１日

区分	種別		対象品目	注意点	
リサイクル品	古紙	ｼｭﾚｯﾀﾞｰ	シュレッダーされた紙類		ﾋﾞﾆｰﾙ袋で出す
		コピー紙	上質紙,普通紙,ﾘｻｲｸﾙ用紙等のコピー用紙	汚れたものは可燃ごみへ	種類ごとにまとめてひもでしばる
		新聞紙	新聞紙,広告紙等		
		ダンボール	ダンボール,茶紙(茶封筒,コピー紙の包装紙など)	粘着テープは取り除く	
		雑誌	本,雑誌,辞書,参考書,カタログ等	布やﾋﾞﾆｰﾙ製のｶﾊﾞｰ・表紙は取り除く	
		ﾐｯｸｽﾍﾟｰﾊﾟｰ	上記の紙類に含まれないもの	汚れが付着したものは可燃ごみへ	
			感熱紙,ﾊﾞｯｸｶｰﾎﾞﾝ紙,ﾋﾞﾆｰﾙｺｰﾄ紙,封筒類,写真類,紙コップ,紙パック,防水加工紙,包装紙等		
	プラスチック類		ﾋﾞﾆｰﾙ・発泡ｽﾁﾛｰﾙ製のﾎﾞﾄﾙ,ｶｯﾌﾟ,ﾁｭｰﾌﾞ,パック類	洗浄したもの,汚れていないもの	
			弁当の容器	残飯は可燃ごみへ	
	ペットボトル		飲み物・調味料用等	ふた,ラベルは外してﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類へ	出来るだけすすいで下さい。異物は入れないこと
	缶		アルミ缶,スチール缶	つぶさないこと	
	びん		ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙびん以外のびん	リターナブルびんは販売店へ返却	
				薬品が入っていたものは不燃物へ	
個別回収品	蛍光管		蛍光管,電球,グローランプ等	蛍光管は段ボールに入った状態で	
	乾電池		ボタン電池,充電式電池	液漏れしないようﾋﾞﾆｰﾙ袋に入れる	
			その他の乾電池		
	パソコン		本体及びディスプレー	周辺機器は不燃ごみへ	
	家電		テレビ(ブラウン管形)		
			エアコン		
			冷蔵(凍)庫		
			洗濯機		
	実験廃液			排水浄化センターへ相談	
	廃試薬		各研究室毎に廃棄処分する	各学部の会計担当に相談	
ごみ	粗大不燃ごみ		ｽﾁｰﾙ什器類,椅子,一斗缶等おおよそ 50cm 以上の物		
	不燃ごみ		ゴム類,ガラス類,陶磁器類,金属くず,ｽﾁｰﾙ什器類,建築廃材,安全靴等		
	可燃ごみ(その他のごみ)		チリ,ホコリ,汚れた紙類,布切れ,ティッシュ,木くず,生ごみ,不燃ごみに含まれないごみ	衣類等は 50cm 以下に裁断して出す	

○国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則

（平成16年4月1日
規則第423号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）が所有する土地・建物（以下「土地・建物」という。）を本学以外の者に使用させる場合の取扱いについて、法令その他特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用基準）

第２条　学長は、土地・建物をその用途又は目的を妨げない範囲で、次の各号の一に該当する場合に、１年を限度として使用させることができる。ただし、特別な事由があると認めるときは、１年を超えることができる。

(1)　教職員及び学生のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合

(2)　国の学術調査又は研究、施策の普及宣伝その他公共目的のため、学術集会、講演会、研究会、試験等の用に短期間供する場合

(3)　運輸事業、水道、電気又はガス供給事業、その他の公共事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合

(4)　災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供する場合

(5)　公共団体における公共用、公用又は公益事業の用に供する場合

(6)　本学との共同研究、技術移転等を行う機関等で、本学の研究促進等に寄与すると認められる場合

(7)　地域社会における公共的見地から、一時的に使用させる場合

(8)　本学の広報に資すると判断される場合

(9)　本学の委託事業により、事務所等を使用する必要がある場合（委託契約書に明記されたものに限る。）

(10)　前各号に掲げるもののほか、学長が必要と判断する場合

２　前項の使用期間は、これを更新することができる。

（使用申込）

第３条　土地・建物の使用承認を受けようとする者は、事前に別紙第１号様式の土地・建物使用申込書を、学長に提出しなければならない。

２　学長は、前項の申し込みを受け使用の承認をするときは、国立大学法人横浜国立大学固定資産管理規則第９条で定める固定資産管理者の意見を踏まえて行うものとする。

（使用承認）

第４条　学長は、前条の申請について適当と認めたときは、別紙第２号様式の土地・建物使用承認書を使用者に交付するものとする。

２　学長は、使用期間が７日以内の一時的な使用にあっては、前項の規定にかかわらず、土地・建物使用承認書に代えて使用承認の内容を別紙第３号様式をもって使用者に通知

することができる。

（使用承認の取消し）

第５条　土地・建物の使用に関し次の各号の一に該当するときは、使用承認を取消し又は使用を中止させることができる。この場合において、使用者のいかなる損害についても本学はその責を負わない。

(1)　本学の授業その他本来の目的に支障を来すおそれのあるとき。

(2)　承認の条件に違反したとき。

(3)　使用料を納付しないとき。

(4)　使用申込書に虚偽の記載があったとき。

(5)　その他管理運営上支障があると認めたとき。

（使用の変更等）

第６条　使用者は、承認を受けた使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、事前に学長に届け出のうえ、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第７条　使用者は、別に定める使用料を指定された期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事由があると学長が認める場合は、無償とすることができる。

２　既納の使用料は、いかなる事由があっても還付しない。

（経費の負担）

第８条　使用者は、光熱水料その他の財産の使用に付帯する必要な経費を、前条の使用料に付加して納付しなければならない。

（その他）

第９条　この規則を実施するために必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

別紙第１号様式

土　地・建　物　使　用　申　込　書

年　　月　　日

国立大学法人横浜国立大学長
　　○○　○○　殿

申　請　者
　　住　　所
　　氏　　名　　印

下記のとおり土地・建物を使用したく、関係資料を添付して申し込みます。

記

１．使用しようとする財産
　（１）所　在
　（２）区　分
　（３）数　量

２．使用物の名称

３．使用期間
　　自平成　　年　　月　　日
　　至平成　　年　　月　　日

４．使用目的

５．添付書類

６．備　　考

別紙様式２号

文　書　番　号
平成　年　月　日

使用者住所
氏　　名
殿

国立大学法人横浜国立大学
学長　○○　○○

土　地・建　物　使　用　承　認　書

平成　　年　月　　日付をもって申し込みのあった本学管理の土地・建物を使用することについては、国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則に基づき下記の条件を付して承認します。

記

（使用承認物件）
第１条　使用を承認する物件は、次のとおりである。
所　　在
区　　分
数　　量
使用部分　　土地・建物申込書のとおり
（指定する用途）
第２条　使用を承認された者は、前記の○○を○○の用に供しなければならない。
（使用承認期間）
第３条　使用を承認する期間は、平成　　年　月　日から平成　　年　月　　日までとする。ただし、使用承認期限３ヶ月前までに特段の申し入れがない場合は、１年毎の自動更新とする。なお、自動更新は、平成○○年○○月までとする。
（注）第３条但し書きについては、自動更新が必要な場合に加えるものとする。
この場合、本学の中期目標を越えない期限を明記するものとする。
（使用料及び延滞金）
第４条　使用料は、　　円（うち消費税相当額　　円）とし経理責任者の発する請求書により指定期日までに納入しなければならない。
２　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
第５条　使用を承認された者は、当該使用を承認された物件に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければならない。
（使用料の改訂）
第６条　学長は、経済情勢の変動、規則の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改訂することができる。
（物件保全義務等）
第７条　使用を承認された者は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用を承認された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
３　使用を承認された者は、ゴミ箱等を設置し学内の美化に努めなければならない。
（使用上の制限）
第８条　使用を承認された者は、使用を承認された期間中、使用を承認された物件を第

２条に指定する用途以外に供してはならない。

２　使用を承認された者は、使用を承認された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

３　使用を承認された者は、使用を承認された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

（使用承認の取消又は変更）

第９条　学長は次の各号の一に該当するときは、使用承認の取消又は変更することができる。

（１）本学の授業その他本来の目的に支障を来すおそれのあるとき。

（２）承認の条件に違反したとき。

（３）使用料を納付しないとき。

（４）使用申込書に虚偽の記載があったとき。

（５）その他管理運営上支障があると認めたとき。

（原状回復）

第１０条　学長が使用承認を取消したとき、又は使用を承認した期間が満了したときは、使用を承認された者は、自己の負担で学長が指定する期日までに、使用を承認された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、学長が特に承認したときは、この限りでない。

２　使用を承認された者が原状回復の義務を履行しないときは、学長は、使用を承認された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を承認された者は、何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第１１条　使用を承認された者は、その責に帰する事由により、使用を承認された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を承認された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により、使用を承認された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

２　前条に掲げる場合のほか、使用を承認された者は、本承認書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１２条　使用承認の取消が行われた場合においては、使用を承認された者は、使用を承認可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第１３条　学長は、使用を承認した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第１４条　本条件に関し、疑義があるときその他使用を承認した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて学長が決定するところによるものとする。

別紙第３号様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

土　地・建　物使用承認通知書

殿

国立大学法人横浜国立大学
学長　〇〇〇〇

平成　年　月　日付をもって申し込みのありました土地・建物の使用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

１．使用施設名称及び数量

２．使　用　期　間　自　平成　年　月　日　時　分
至　平成　年　月　日　時　分
計　時間

３．使　用　目　的

４．使　用　人　数

５．使　用　料　金　円（うち消費税　円）

６.使　用　条　件

（１）使用を承認された施設等を他の者に転貸しないこと。
（２）使用後は、施設の火気、戸締まりの点検及び清掃を行うこと。
（３）故意又は過失により施設等の滅失又はき損したときは、これを原形に復し、また、その費用を弁償すること。
（４）本学の事業上の都合により本学が使用の必要を生じた場合は、使用承認の取消又は中止させることができること。
（５）使用料は、使用開始までに本学に納入すること。
（６）既納の使用料は、いかなる事由があっても還付できないこと。

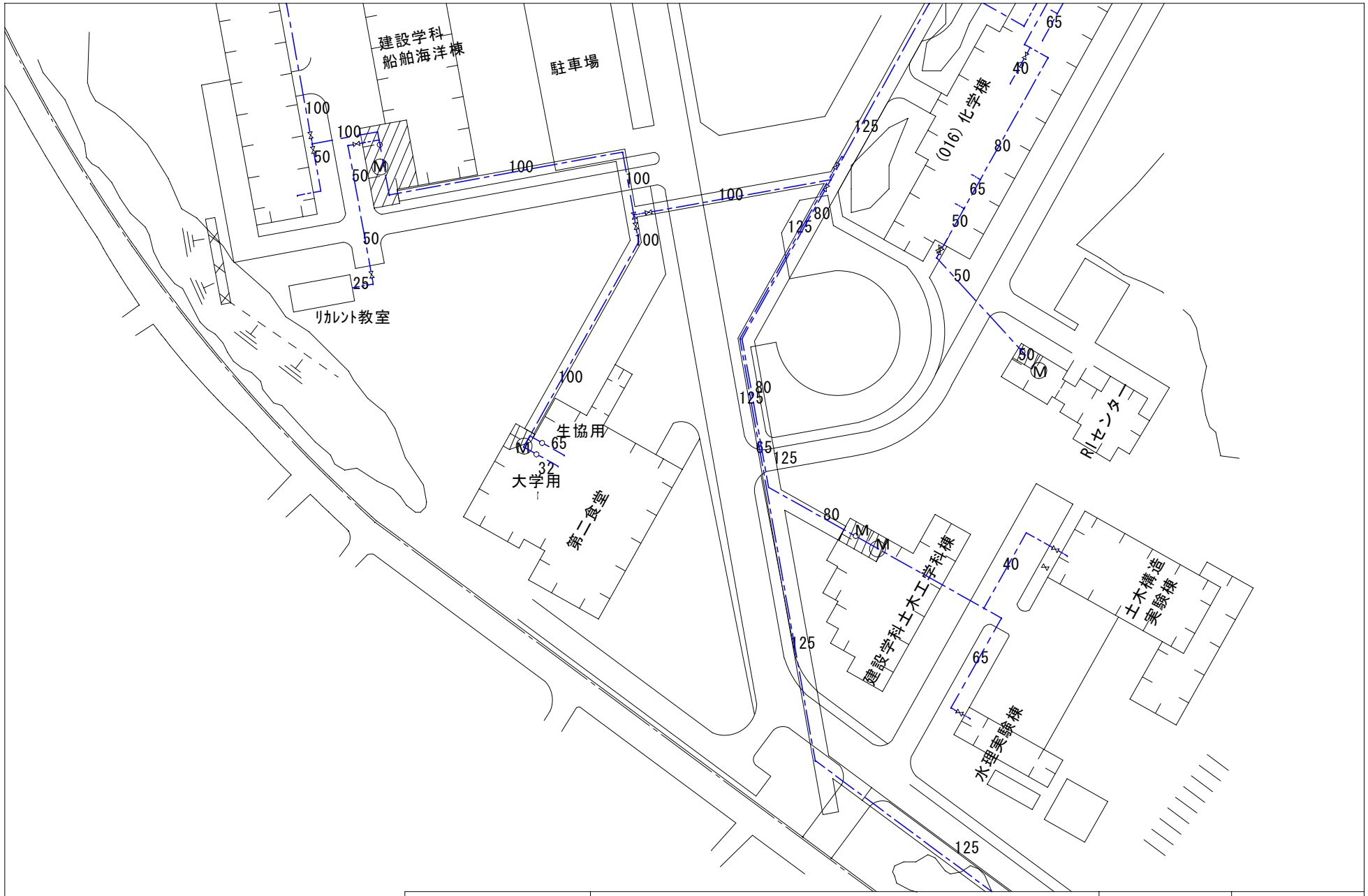

	インフラ設備現況図（上水）	平面図	S=1/1000

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

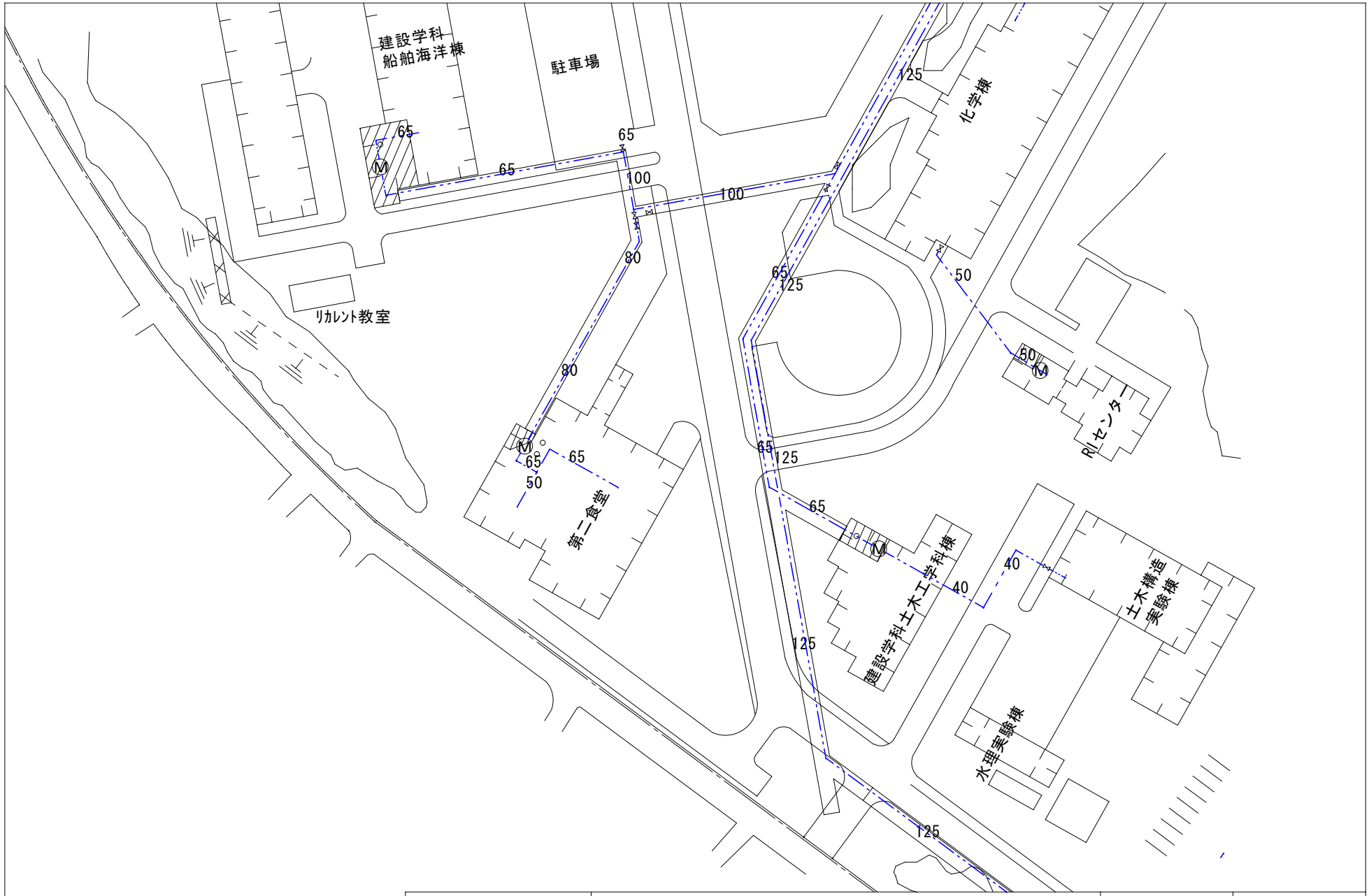

	インフラ設備現況図（中水）	平面図	S=1/1000

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

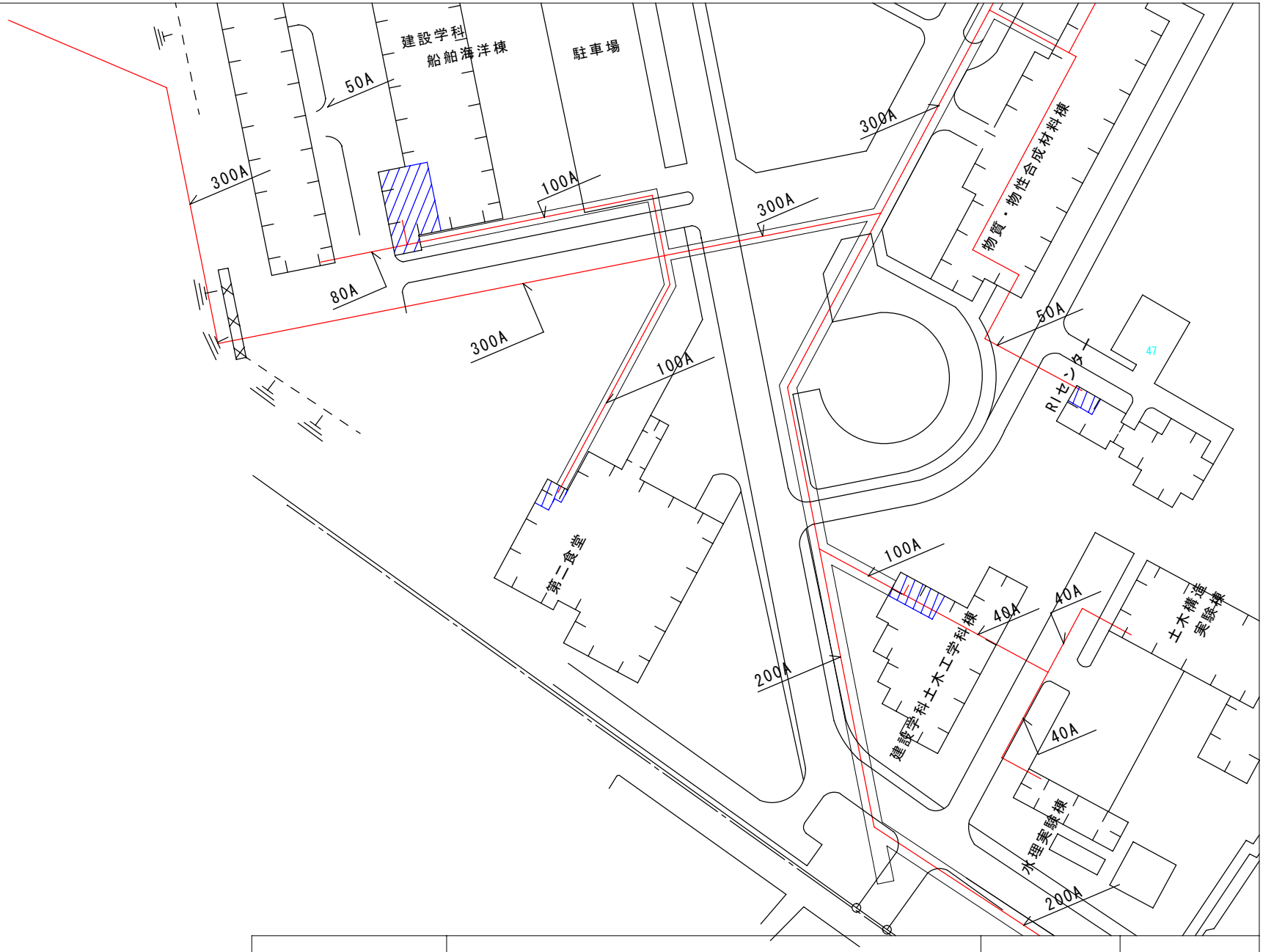

	インフラ設備現況図（都市ガス）	平面図	S=1/1000

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

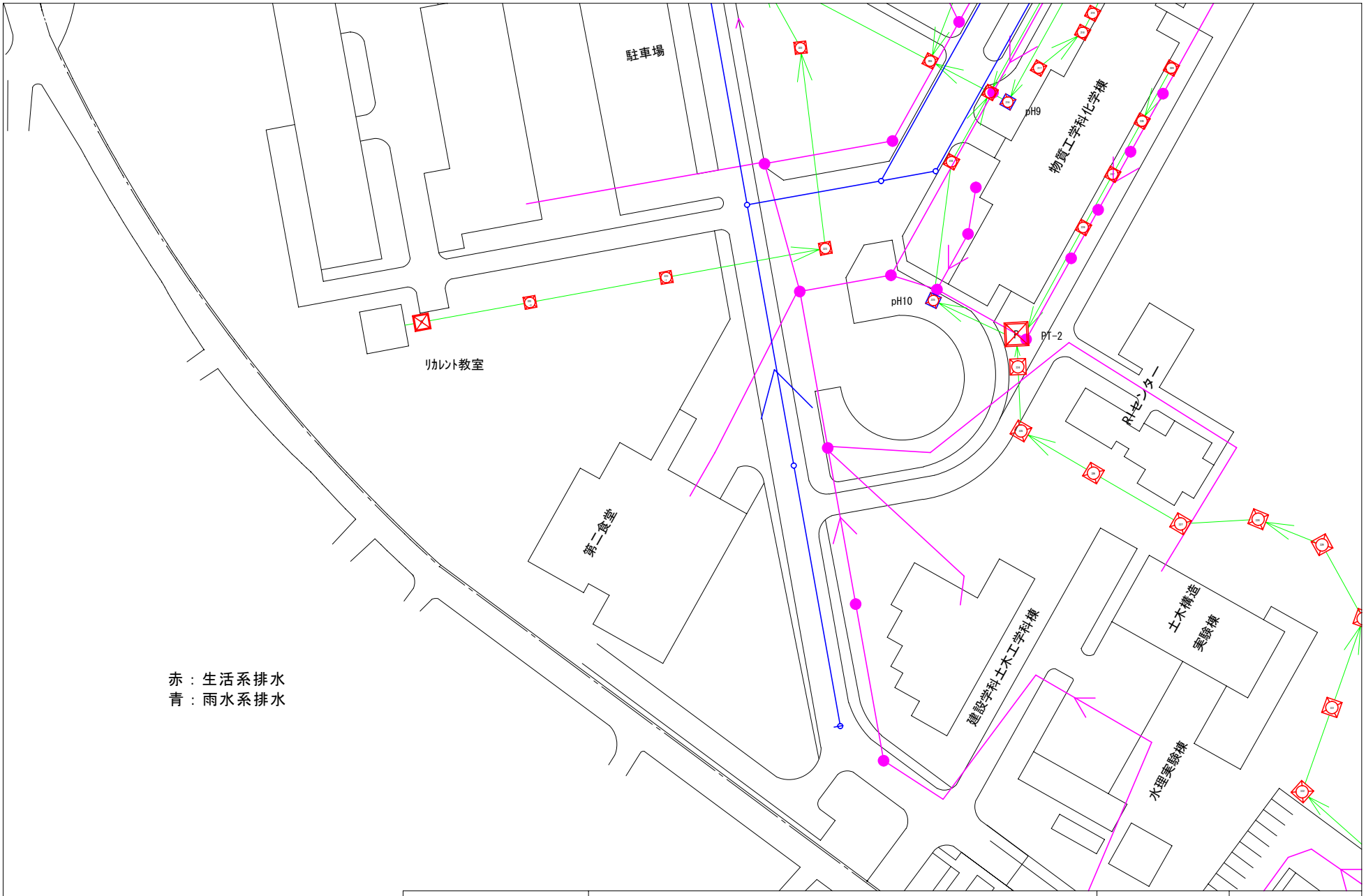

	インフラ設備現況図（排水）	平面図	S=1/1000

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

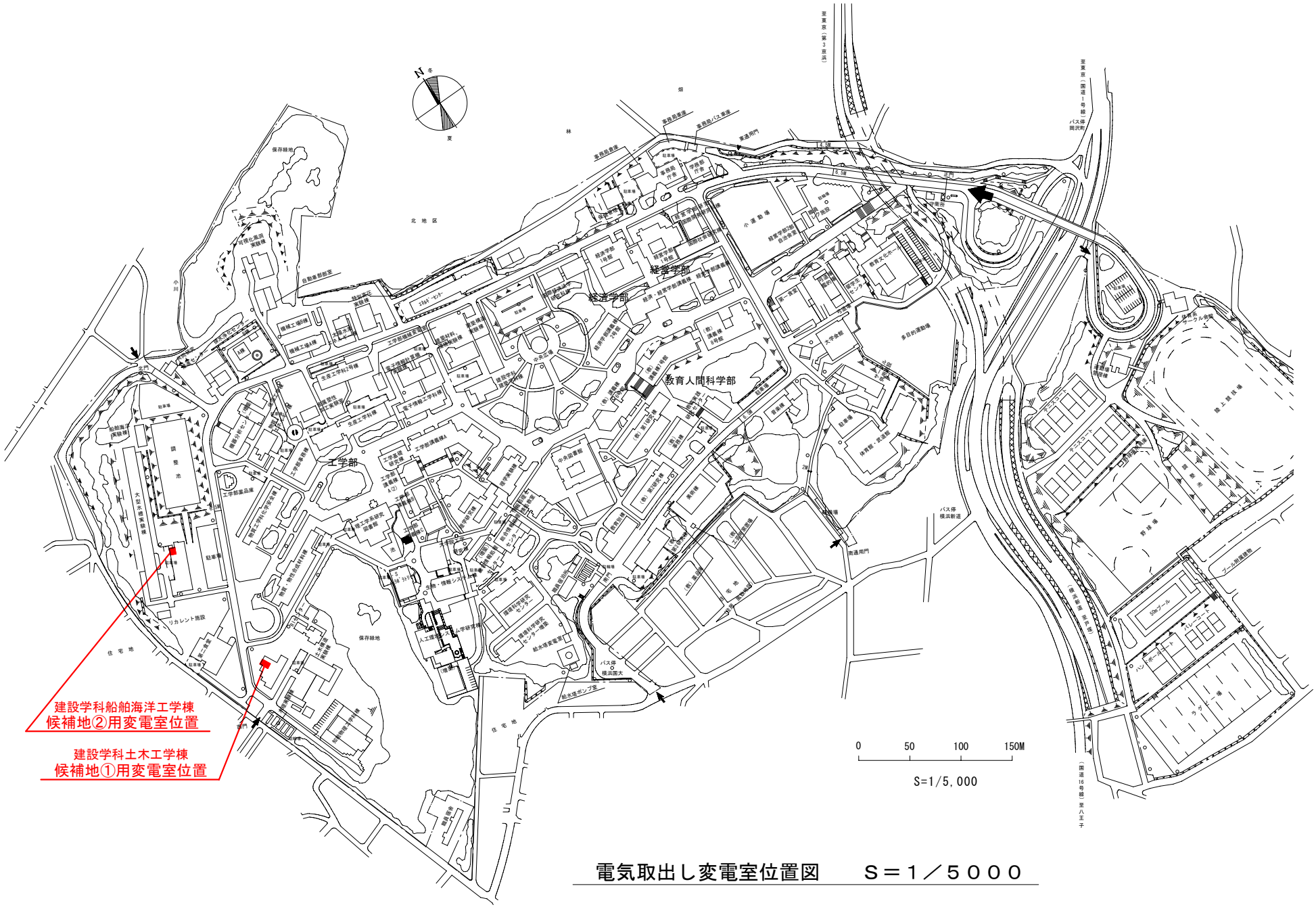

電気取出し変電室位置図　　Ｓ＝１／５０００

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

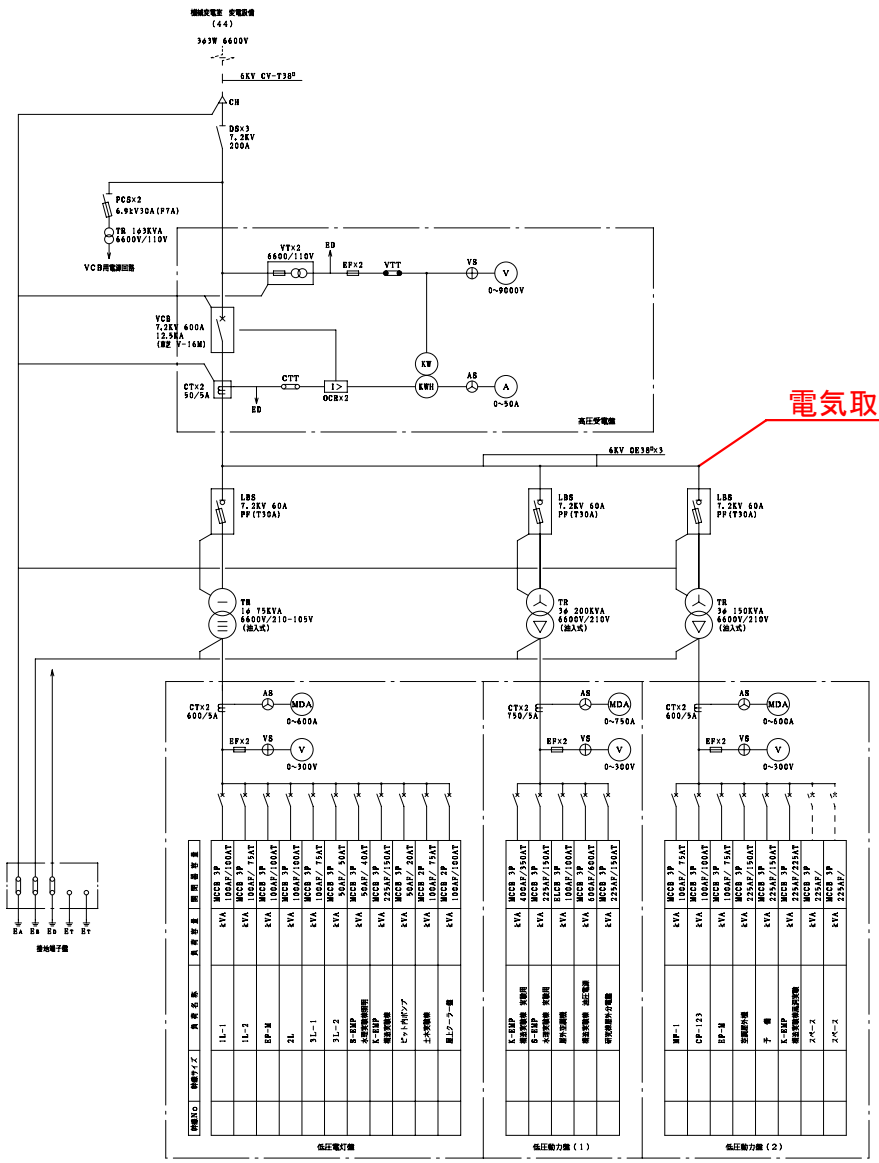

候補地①用

建設学科土木工学棟変電設備結線図

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

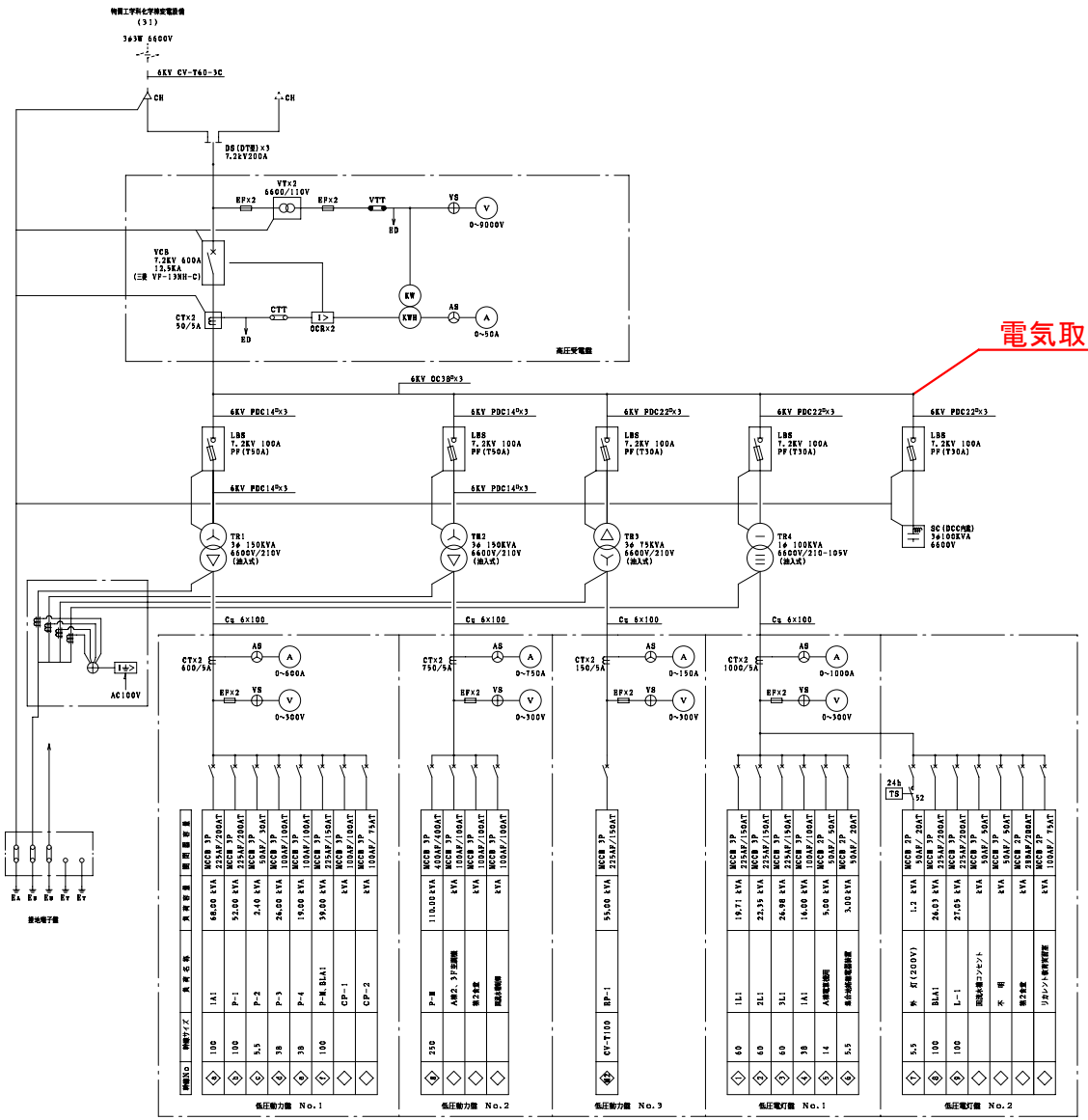

候補地②用

建設学科船舶海洋工学棟変電設備結線図

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University

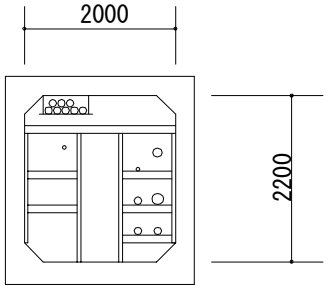

共同溝断面図(S=1:50)

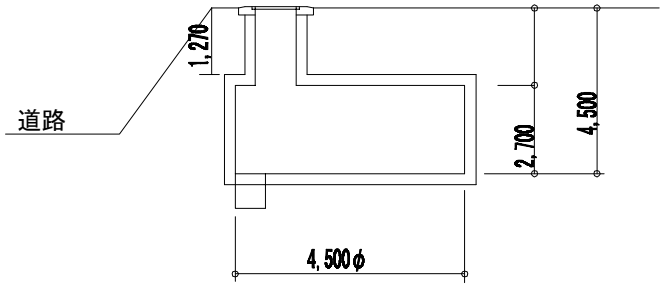

防火水槽断面図(NO SCALE)

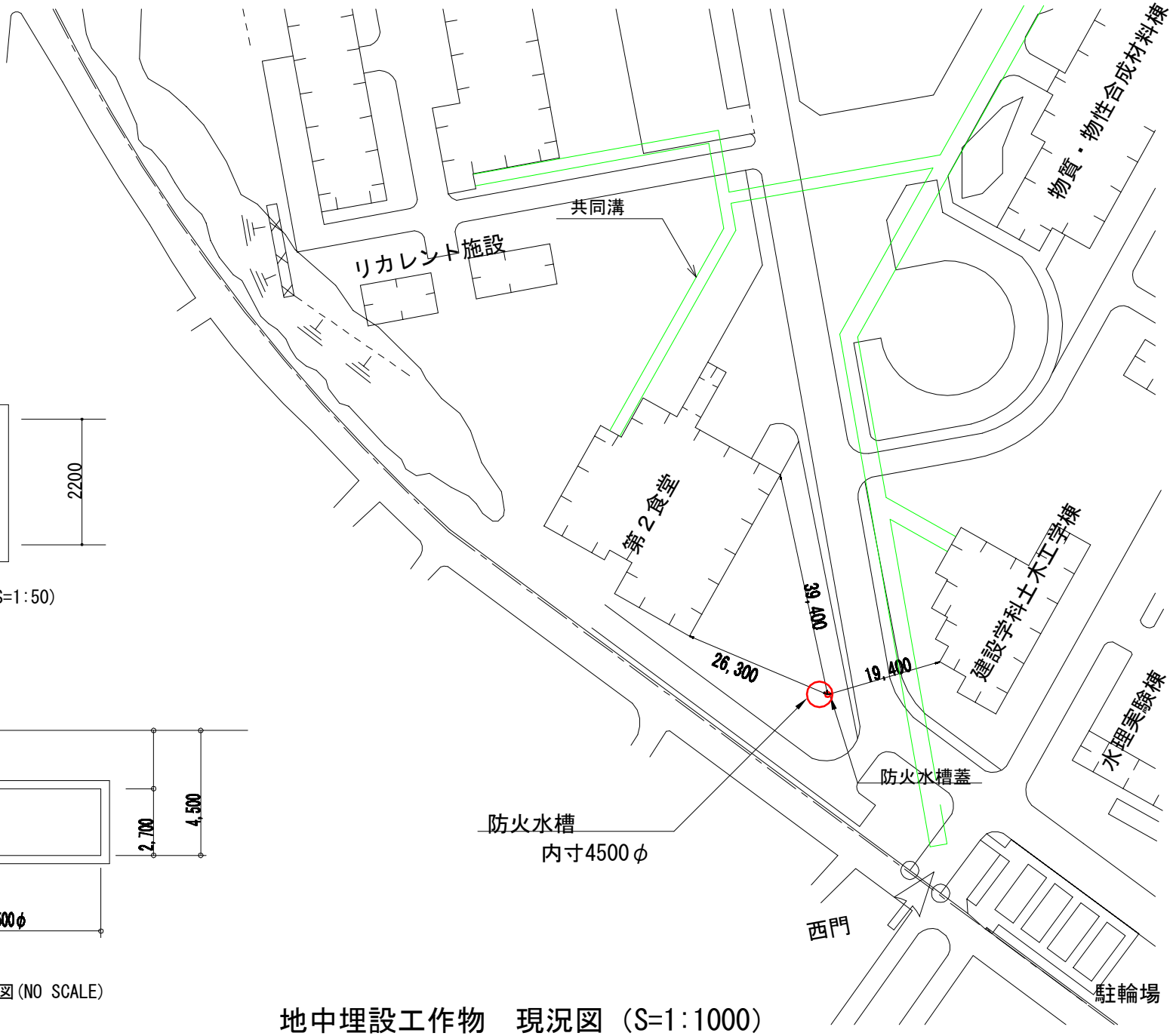

地中埋設工作物　現況図（S=1:1000）

国立大学法人
横浜国立大学
YOKOHAMA National University